

## 港湾運営会社

### 港湾運営会社制度の目的

我が国においては、港湾法の制定以来、主に地方公共団体により、港湾の管理と運営が行われてきたが、港湾運営会社制度は、この管理と運営とを分離し、港湾運営に民の視点を取り込むことで効率化を図り、もって港湾の国際競争力を強化するものである。これにより、よりユーザーニーズに対応した低コストで高質なサービスを提供することが可能となる。具体的には、船社や荷主といったユーザーの多様なニーズへのきめ細かな対応や、民間企業経営者による迅速な意思決定が可能となることが期待されている。

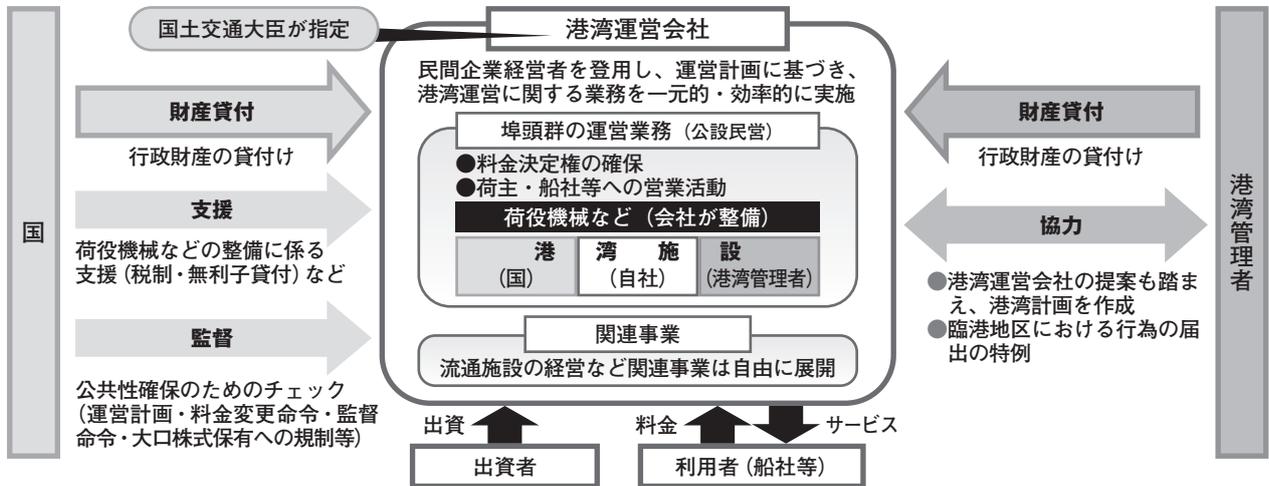
なお、国際戦略港湾である阪神港（神戸港、大阪港）、京浜港（東京港、川崎港、横浜港）及び国際戦略港湾に準ずる伊勢湾（名古屋港、四日市港）では、各々に1を限って港湾運営会社を指定することとしているが、一つの港湾運営会社の指定には種々の調整に時間を要することから、指定効果の早期発現のための暫定措置として、神戸港と大阪港の各々、あるいは東京港と川崎港と横浜港の各々、さらには名古屋港と四日市港の各々で、特例港湾運営会社を指定することを可能としている。

### 国際戦略港湾における港湾運営会社の設立

平成23年の港湾法改正により、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入された港湾運営会社制度に基づき、26年1月までに、東京港、川崎港、横浜港、大阪港、神戸港の全ての国際戦略港湾において特例港湾運営会社を指定した。その後、26年10月に、阪神港において、大阪港と神戸港の特例港湾運営会社が経営統合し「阪神国際港湾株式会社」が設立され、11月には、同社を阪神港の港湾運営会社として指定した。なお、国際戦略港湾に準じた港湾として伊勢湾においては、26年11月に特例港湾運営会社を指定している。

### 特定港湾運営会社

平成26年には、国、港湾管理者、民間の協働体制の構築による広域集貨など全国的課題への対応等を目的として、国際戦略港湾の港湾運営会社に対しての政府出資を可能とする等の港湾法の改正が行われた。これにより、26年12月には、阪神国際港湾株式会社に対して、国が出資を行い、阪神港において、国・港湾管理者・民間の協働体制が構築された（国からの出資を受けた港湾運営会社を「特定港湾運営会社」という）。



港湾運営会社による効率的な港湾運営（国際戦略港湾の例）

### 国際戦略港湾の港湾運営会社に対して、国の出資を可能とする

<p><b>国出資の意義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国、港湾管理者、民間事業者が、港湾運営において協働できる体制を構築する</li> <li>● 港湾運営会社の財務基盤を強化する</li> </ul>	<p><b>国出資の効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の信用力やネットワークを背景とした全国からの貨物集約や、海外船社への航路誘致活動など、全国的見地から取り組むべき課題等に迅速かつ総合的に対応することが可能となる</li> <li>● 国際競争力を有するターミナル運営のための設備投資の促進等が図られる</li> </ul>	<p><b>広域集貨など全国的課題への対応</b></p> <p>釜山港      京浜港      阪神港</p> <p>国際戦略港湾を通じ基幹航路に接続</p>	<p><b>設備投資の促進</b></p> <p>コンテナ2個吊りクレーン</p> <p>高効率コンテナクレーン</p>
--	---	--	--

国際戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資（平成26年改正事項）